

貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,449,510	流 動 負 債	646,530
現金及び預金	953,308	買掛金	68,160
売掛金及び契約資産	282,935	1年内返済予定の長期借入金	80,004
棚卸資産	149,866	未払金	112,506
前渡金	3,795	未払費用	7,446
前払費用	41,006	未払法人税等	1,243
その他	19,559	未払配当金	346,365
貸倒引当金	△960	その他	30,804
固 定 資 産	272,620	固 定 負 債	191,962
有形固定資産	67,998	長期借入金	191,653
建物	11,674	その他	309
工具、器具及び備品	56,324		
リース資産	0	負 債 合 計	838,493
無形固定資産	96,552	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	65,057	株 主 資 本	883,637
その他	31,494	資本金	100,000
投資その他の資産	108,069	資本剰余金	887,504
関係会社株式	4,900	資本準備金	100,000
関係会社長期貸付金	19,250	その他資本剰余金	787,504
関係会社長期未収入金	85,192	利益剰余金	△103,866
長期前払費用	5,497	その他利益剰余金	△103,866
敷金及び保証金	51,983	繰越利益剰余金	△103,866
破産更生債権等	491	(うち当期純損失)	(96,970)
貸倒引当金	△59,245	純 資 産 合 計	883,637
資 産 合 計	1,722,130	負 債 純 資 産 合 計	1,722,130

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式	移動平均法による原価法を採用しております。
関係会社出資金	移動平均法による原価法を採用しております。
その他有価証券（時価のないもの）	移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品	先入先出法による原価法を採用しております。 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)
仕掛品	個別法による原価法を採用しております。 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	4年
工具、器具及び備品	4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

均等償却を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社の主要な事業であるハウスプリペイドカード事業における主な収益には、ハウス電子マネー残高管理システムの導入等に係る収益（初期導入等に係る売上）と毎月のシステム利用に係る収益（システム利用料売上）があります。

(1) 初期導入等に係る売上

カード製作については、顧客企業の店舗等へカードが出荷された時点で、電子マネーの決済端末やチャージ機については、顧客企業の店舗等に納品や設置された時点において、顧客に当該物品に対する支配が移転し、履行義務を充足していることから、その時点で収益を認識しております。また、システム登録手数料等については、サービスが移転される一定期間に渡って収益を認識しております。更に、受注制作のソフトウェア開発については、少額もしくはごく短期の契約を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができないが、履行義務を充足する際に発生する費用の回収が見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

(2) システム利用料売上

システム利用料売上については、顧客との契約に基づきハウス電子マネー残高管理システムの顧客によるサービス利用量に応じて履行義務が充足されると判断しており、顧客の利用量に応じた契約金額を収益として認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。